

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	愛知時計電機株式会社		コード	7723
提出日	2025/6/11	異動（予定）日	2025/6/25	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役及び社外監査役の選任議案が付議されるため。			
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	岡田 千絵	社外取締役	○													○	有
2	笠野 雅嗣	社外取締役	○										○				有
3	板倉 麻子	社外取締役	○													○	有
4	折笠 洋一	社外監査役	○										△				有
5	加藤 博昭	社外監査役	○													○	新任

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		岡田千絵氏は、子会社や大株主・主要な取引先の出身ではなく、当社経営陣から独立した立場で経営の監督をいただけるものと考え、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定いたしました。
2	独立役員として指定いたします笠野雅嗣氏は、現在、当社の仕入先及び当社製品の販売先である岡谷鋼機株式会社の取締役であります。岡谷鋼機株式会社と当社との間には、材料、商品の仕入、製品の販売等の取引が存在しておりますが、その取引額の割合は当社及び同社の連結売上高の1%未満であります。よって、当社との取引関係においては、意思決定に影響を与えないと判断しております。	笠野雅嗣氏は、経営者としての経験を活かし、客観性、中立性を有しております。また、幅広い見識を当社の経営に反映していただくとともに、独立した立場からの経営の監視・監督機能の充実に期待し、社外取締役としての任務を全うできると判断しております。同氏は岡谷鋼機株式会社の取締役であり、同社と当社は左記のとおり取引関係があるものの、同社から当社の経営に影響を受けることはなく、一般株主と利益相反のおそれはないと判断し、独立役員として指定いたしました。
3		板倉麻子氏は、子会社や大株主・主要な取引先の出身ではなく、当社経営陣から独立した立場で経営の監督をいただけるものと考え、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定いたしました。
4	独立役員として指定いたします折笠洋一氏は、当社取引先金融機関である株式会社三菱UFJ銀行の出身者であります。既に退社後5年以上経過しており、出身会社である三菱UFJ銀行の意向に影響される立場にはありません。また当社は、複数の金融機関と取引しており、同行に対する借入金依存度は突出しておらず、また同行は当社株式を10%以上所有する主要株主にも該当していません。	折笠洋一氏は、金融機関における長年の経験、財務及び会計に関する知見を有していることから、幅広い知識と経験に基づいた確かな助言と監督を期待できるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものです。同氏は過去に、当社取引先金融機関である株式会社三菱UFJ銀行の執行役員に就任していましたが、退任後5年以上経過しており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないこと、また当社経営陣から著しいコントロールを受ける立場にないと判断し、独立役員として指定いたしました。
5		加藤博昭氏は、東邦瓦斯株式会社の監査役を務められ、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見に基づく、経営全般の監視と有効な助言を期待し、当社の監査においてその職務を適切に遂行していただけるものと判断し、客観的立場で監査役としての任務を全うできると判断しております。東邦瓦斯株式会社と当社は取引関係があるものの、同社から当社の経営に影響を受けることはなく、一般株主と利益相反のおそれはないと判断し、独立役員として指定いたしました。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。